

検討事項

第4回県議会議員の選挙区等検討委員会

1 熊本市の選挙区の任意合区について

【事務局説明】

この資料は、委員長からの指示を受け本日のご協議のための参考資料として作成したもの。

改正公職選挙法では、政令市の場合、2以上の選挙区を設ければ合区が可能で、合区する場合、その組み合わせは何十通りものパターンが考えられるが、委員長から指示のあった5パターンについて資料（会議資料1-1）を作成した。

なお、定数は総定数が17人という前提で策定している。

<2分割の場合>

「案1」は中央区+東区と西区+南区+北区に分けたもので、人口がほぼ2分の1ずつとなる。「案2」は中央区+東区+北区と西区+南区に分けたもので、面積がほぼ2分の1ずつとなる。

<3分割の場合>

「案1」は人口が最も多い東区を単独区とし、中央区+北区、西区+南区に分けたもの。「案2」は、次に人口が多い中央区を単独区とし、東区+北区、西区+南区に分けたもの。

<4分割の場合>

人口が少ない西区と南区を合区して中央区、東区、北区を単独区としたもの。

<任意合区しない場合>

5区のままの場合を記載。

また、各パターンを地図で表したもの（会議資料1-2）を配付。

【委員の主な意見】

- (1) 自民党：現在集約中であるが、その中で「合区にあたっては地域性を重んじる」とか「飛び地になるようなことは良くない」というような意見が出た。
- (2) 民主・県民クラブ：前回検討した、総定数は49人を基本に検討すること、美里町の宇城選挙区への合区については了解するということで合意。

熊本市の選挙区の合区については現在検討中である。前回の検討会で熊本市の合区に関しては熊本市選挙区選出の議員の意向を聴くということだったので、各議員の意向がどのように取り扱われるのかを確認したうえで検討したい。

- (3) 公明党：会議資料1-1の案2が良いと考える。その理由は次のとおり。
- ① 今まで県議選における熊本市の選挙区は熊本市全域で一つの選挙区だった。ところが従来の公職選挙法では政令市は各区ごとの選挙区となり、熊本市の有権者は、今までのような熊本市一円の多くの候補者の中から選択できるメリットを失い、限られた区・候補者の中から選択を余儀なくされる。また、県議と市議が同じ選挙区となることから、県議と市議ではそれぞれ異なる政治課題があるにも拘らず、有権者に混乱を招く恐れがある。県議と市議の立場を考えれば、県議にはより広域性が求められる。
 - ② 今回の法改正は、区ごとに実施した場合のデメリットや過去の歴史を踏まえて、政令市においては二つ以上の選挙区であれば合区できることを可能にしたものである。この趣旨を踏まえれば、できるだけ今までの選挙区に近く、なおかつ、合併により新たな町が加わったことも考慮する中、地勢に配慮した合区でなければならない。
 - ③ 熊本市民は、今までの国政選挙や県議選、市議選においてほぼ同じ投票行動だったが、唯一違ったのが衆議院選挙の選挙区選挙だった。今回の案は旧植木町、旧城南町・旧富合町を除けば、ほぼ、衆議院の1・2区の区割りと一致しており、熊本市民には受け入れやすい。
 - ④ 今回の法改正でも、「選挙区を設ける場合は、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」旨の規定は改正されておらず、このことに照らしても1区・2区を基本とした合区は妥当性がある。
 - ⑤ 今日の社会では多様な価値観をもつ人々が多く存在する中、県政や県議会議員に期待する課題も幅広く、特に熊本市のような都市部はその傾向が強いことから、多様な人材を選出できる可能性が高い大選挙区を望む声も多く、その受け皿が必要である。
- (4) 無所属改革クラブ：熊本市の選挙区の合区については、県全体で考えてどうするか、政令市後の熊本市選出の県議会議員の役割や広域代表としての県議会議員の役割は何か、また、有権者にとって分かりやすいか、選挙区が小さくなりすぎて無投票選挙区となるのはどうか、などを含めて検討中。また、第三者の客観的な意見や住民の意見をできる限り取り入れるようにして考えるべきである。
- (5) 日本共産党：公職選挙法第15条第7項では「選挙区を設ける場合は、

行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して「合理的に行う」となっており、この趣旨からすると案2が妥当と考える。

- (6) 第3回の検討委員会では植木町は北区に編入されるということであったが、今回の資料では北区の定数案に植木町分は加わっておらず、東区の定数案が5人となっているのはなぜか。また、公職選挙法の規定にある衆議院の小選挙区を考慮するということであれば、植木町は3区なので熊本市の選挙区に編入しないということもあり得るのか。

< (6) の事務局説明 >

議会事務局：平成23年に現在の区ごとの定数を決めた際の人口から、平成24年4月熊本市が政令市になった後の知事告示の人口に増減があった。平成23年の人口では東区はわずかの差で定数5にならなかつたが、知事告示の人口によると、東区などで増えたため配当基準のルールでは東区が5で北区が3ということになる。

選挙管理委員会事務局：県議選の人口は最寄りの国勢調査の人口を使うこととなっているが、平成22年の国勢調査では熊本市は政令市になっていないので区ごとの人口は調査されていない。このため平成24年4月の政令市誕生後の知事告示の人口を採用することとなる（熊本市議会議員の選挙も同じ人口を採用する）。

議会事務局：植木町の単独選挙区については、公職選挙法の改正法に規定があり、考え方としては可能であるが、実際には人口が調査されていなかっためできない。

- (7) 2分割案について、案2は面積がほぼ同じということであるが、人口のバランスについても考慮すべきという意見もある。
- (8) 一昨日可決、成立した改正公職選挙法の要点、条文と解釈を再度各委員に配付・説明してほしい。

【 結論 】

各会派、持ち帰り案を検討する。

2 その他

- (1) 「熊本維新の会」から、熊本市選挙区の定数の削減を求める要望書（別添資料）と3,737人分の署名が提出されたので報告する。
- (2) より開かれた県議会の実現のため、この検討委員会の検討状況を分かりやすく要約して議会ホームページに掲載する。